

とちぎ木づかい条例に基づく施策の実施状況について

令和 7 (2025) 年 9 月 30 日 環境森林部 林業木材産業課

栃木県県産木材利用促進条例（愛称：とちぎ木づかい条例）第 25 条に基づき公表する県産木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況は以下のとおり

項 目	令和 6 年度の主な実績	令和 7 年度計画
第 13 条 県産木材の安定供給の 促進等	・皆伐面積 479ha ・生産性の向上等を実現するスマート林業の推進 未来技術導入に向けた研修会の実施 6 回 ・高校生等への就業説明会 10 校 ・高校生への基礎知識習得のための講習会 8 校	700ha 5 回 15 校 6 校
第 14 条 県産木材の利用の促進	・とちぎ材の木造住宅への支援 577 戸 ・民間の非住宅木造建築物等への支援 13 件 ・とちぎ材販路拡大に向けた製品展示会への出展 3 回	600 戸 24 件 - 継続
第 16 条 設計者等の育成・確保	・木造建築物を設計する建築士養成の講習会開催への支援 中大規模木造建築講習会(栃木県建築士会主催) のべ 118 名	中大規模木造建築講習会 (栃木県建築士会主催)
第 17 条 研究開発の推進	・木材に関する実用的な技術開発に向けた取組の実施 5 取組	5 取組
第 18 条 県の建築物等における 県産木材利用	・公共建築物の木造・木質化 足利高校運動部室等 6 施設	6 施設
第 20 条,第 21 条 学習機会の確保、 県産木材利用推進月間	・もくもくまつり開催 10 月 20 日	もくもくまつり開催 10 月 19 日
第 22 条 県産木材の利用の促進に 係る顕彰	・とちぎ木づかい功労者表彰 2 者	功労者表彰実施
第 23 条 県産木材の利用の促進に 関する協議会	・とちぎ木づかい促進協議会開催 総会開催 9 月 9 日 実務者会議書面開催 12 月 12 日	総会開催 8 月 29 日 実務者会議開催 10 月